

(別紙)

「新潟県農地部請負工事成績評定実施要領」改正の概要

○ 改正概要

土木部の改正に合わせ、農地部請負工事成績評定実施要領の第2（対象工事）について、施設機械工事の成績対象工事の改正。当初請負金額の（ ）書きの廃止。

農業土木工事標準仕様書の改定に伴い、農地部請負工事成績評定要領における「工事成績採点の審査項目別運用表」等をより適確な審査項目とするため見直しを行い、検査員が評価する「審査項目別運用表」の文言修正を行うもの。

○ 主な改正内容

新潟県農地部請負工事成績評定実施要領

改正前：(対象工事)

第2 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として1件の当初請負金額が500万円（施設機械工事については300万円）を超える請負工事とし、請負金額の変更があっても対象とする工事は変更しない。

変更後：(対象工事)

第2 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として1件の当初請負金額が500万円を超える請負工事とし、請負金額の変更があっても対象とする工事は変更しない。

審査項目別運用表（検査員）

2. 施工状況Ⅰ. 施工管理

農業土木工事標準仕様書改定に伴う、JISマーク表示品等については、JISマーク表示状態等を示す写真等確認資料の提示により、品質証明資料等の提出又は提示を省略している（工事書類の簡素化）

→ “等”の追加